

1 令和7年度予算

| | 6年度予算額 | 7年度予算額 | 増△減額 |
|------------------------|---------|---------|------------------|
| 一般会計 | 3,110億円 | 3,113億円 | 4億円 (0.1%) |
| 警察庁計上 | 2,806億円 | 2,875億円 | 68億円 (2.4%) |
| 人件費 | 1,062億円 | 1,094億円 | 32億円 (3.0%) |
| 物件費 | 1,744億円 | 1,781億円 | 36億円 (2.1%) |
| 交付税特会繰入れ | 485億円 | 471億円 | △14億円 (△2.8%) |
| 一般物件費 | 1,260億円 | 1,310億円 | 50億円 (4.0%) |
| 情報システム予算 (デジタル庁に計上) | 303億円 | 239億円 | △65億円 (△21.3%) |
| 東日本大震災復興特別会計 | 3億円 | 4億円 | 1億円 (17.4%) |
| 合計 | 3,113億円 | 3,117億円 | 4億円 (0.1%) |

2 各重点項目毎の計上額

| | |
|---------------------------------|----------------|
| 一般会計 | (前年度) |
| 第1 サイバー空間の脅威への対処 | 57億円 (50億円) |
| 第2 テロ対策と大規模災害等の緊急事態への対処 | 89億円 (71億円) |
| 第3 安全かつ快適な交通の確保 | 192億円 (194億円) |
| 第4 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進 | 94億円 (92億円) |
| 第5 組織犯罪対策の推進 | 37億円 (34億円) |
| 第6 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進と犯罪被害者等支援の充実 | 40億円 (31億円) |
| 第7 警察基盤の充実強化 | 271億円 (249億円) |

3 国家公務員等の増員

- (1) 国家公務員160人の増員
(別紙「令和7年度国家公務員の増員について」のとおり。)
- (2) 地方警察官476人の増員を要求中
(別紙「令和7年度地方警察官の増員要求について」のとおり。)

4 組織改正

新設3項目及び所掌事務変更(別紙「令和7年度警察庁組織改正の概要」のとおり。)

5 税制改正

第一種原動機付自転車の車両区分改正に伴う同区分に係る軽自動車税の見直し(別紙「令和7年度警察庁税制改正の概要」のとおり。)

1 趣旨

いわゆるホストクラブの女性客が多額の債務を負わされ、その支払のために国内外での売春や性風俗店での稼働等を要求される事案が発生していることなどを踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）における規制の見直しも含めた効果的な対策について検討を行うため、本年7月から計5回の「悪質ホストクラブ対策検討会」を開催し、本年12月、同検討会において、報告書が取りまとめられたもの。

2 報告書の概要（別添）

(1) 売掛金、立替金等の蓄積の防止策

恋愛感情等に付け込んで客を依存させて高額な飲食等をさせる行為等を規制すべき。

(2) 売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策

売掛金等の支払のために、客を困惑させたり、畏怖させたりするなどして、売春等の違法行為や性風俗店での稼働等を求める行為等を規制すべき。

(3) 売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応

性風俗店を営む者が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合において、対価を支払う行為を規制すべき。

(4) 悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方

風営適正化法上の罰則を強化するとともに、暴力団等が経営に実質的な支配力を及ぼしている場合等を風俗営業の許可の欠格事由に追加すべき。

3 今後の対応

報告書の内容を踏まえ、風営適正化法の改正を含めた必要な検討を進めていく。

背景

- いわゆるホストクラブの女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負わされ、その支払のために国内外での売春や性風俗店での稼働等を要求される事案が発生、社会問題化
- ➡ 「悪質ホストクラブ対策検討会」において、被害者団体等からのヒアリングも実施しつつ、風営適正化法の改正を含めた対策の在り方を検討
(令和6年7月～12月に5回の検討会を開催)

規制の考え方

- 規制対象をホストクラブに限定するのは困難と考えられることから、借金の「蓄積」と「取立て」の段階に分けて、悪質ホストクラブ特有の行為や、他の業態であってもおよそ認められないような行為を規制すべき
- スカウト等の介在によって、ホストクラブの客の性風俗店での就労が助長されることを未然に防止すべき
- 悪質営業に対する罰則の強化やその排除を進めるべき

規制の方向性

1. 売掛金、立替金等の蓄積の防止策

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ① 料金に関する虚偽説明 ② 恋愛感情等に付け込んで客を依存させて高額な飲食等をさせるなどする行為 ③ 客が正常な判断ができない状態で高額な飲食等をさせる行為 |
|---------|---|

2. 売掛金、立替金等の悪質な取立ての防止策

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ① 売掛金等の取立てに際し、例えば「支払わなければ実家に行く」等と威迫する行為 ② 売掛金等の支払のために、客を困惑させたり、畏怖させたりするなどして、売春等の違法行為や性風俗店での稼働等を求める行為 |
|---------|---|

3. 売春、性風俗店勤務等のあっせんへの対応

- | | |
|---------|---|
| 規制すべき行為 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 性風俗店を営む者が、スカウト等から求職者の紹介を受けた場合において、対価を支払う行為（いわゆるスカウトバック） |
|---------|---|

4. 悪質な営業を営む者の処罰やその排除の在り方

- | | |
|---------|--|
| 処罰 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他法令との均衡も考慮しつつ、「これほど重い罰則を科せられるリスクを負ってまで無許可営業等をするのは割に合わない」と思わせる程度にまで罰則を強化 |
| 欠格事由の追加 | <ul style="list-style-type: none"> ① 許可取消処分に係る聴聞の公示前に風俗営業の許可証を返納することで、処分逃れをしようとした場合 ② グループ店等の密接な関係にある他の店舗が許可取消処分を受けた場合 ③ 暴力団等が経営に実質的な支配力を及ぼしている場合 |

1 目的

再審無罪判を踏まえ、存命する元捜査員等関係者への聞き取り及び事件記録等を再確認することを通じて、今後一層の適正捜査の推進に資する教訓を得るために実施しているもの。

2 確認事項

(1) 判決で指摘された事項

- ア 取調べの態様
- イ 5点の衣類及び端切れのねつ造
- ウ 弁護士接見の録音
- エ その他（ねつ造が強く疑われたがねつ造は認められなかった紙幣等）

(2) 判決では指摘されなかった事項

- ア カラー写真のネガフィルムの発見経緯
- イ 取調べ録音テープの発見経緯

3 確認結果及びその考察の概要

(1) 取調べの態様及び弁護士接見の録音

取調べの態様は不適正であったと言わざるを得ない。また、取調べ室の接見内容の録音は秘密交通権を侵すもので重大な違法。

取調べについては、深夜・長時間取調べの事前承認や取調べ監督制度等の整備により、弁護士接見については、「捜留分離」や独立した面会室の整備などにより、適正化の取組を継続。

(2) 5点の衣類、端切れ、紙幣等のねつ造

いずれについても、警察官がねつ造を行ったことを窺わせる具体的な事実や証言を得ることはできなかったが、一方で、そのようなねつ造が行われなかったことを明らかにする具体的な事実や証言を得ることもできなかった。

事件発生当時にみそタンク内の状況を明らかにしていなかったことは、初動捜査が不十分。

(3) カラー写真のネガフィルム及び録音テープの発見経緯

適正な保管管理、整理整頓がなされていれば、発見に3年以上の期間を要することはなかった。

現在は、ネガフィルムの管理を定めた規定や、取調べの録音・録画に関する規定が整備されるなどして適正化の取組を継続。

4 今後の予定

近日中に静岡県警察が公表予定

| | | |
|-----------|---------------|------------|
| 公安委員会 | 大規模災害における警察活動 | 令和6年12月19日 |
| 説明資料No. 4 | の高度化の推進結果について | 警 備 局 |

1 経緯

令和6年能登半島地震における災害警備活動、特に、情報収集、救出救助、捜査活動、交通対策、防犯対策、警察活動の維持等にかかる諸課題を抽出した上で、今次対応を振り返るためワーキンググループを設置し、5回の議論を経て訓令の改正、各種通達の発出や予算要求などにより、大規模災害における警察活動の高度化を推進したもの

2 推進結果

(1) 初動における情報収集・部隊展開

- 発災直後の迅速・的確な初動対応に関する通達発出
- 被災地進入策の強化に資する装備資機材の予算要求
- 厳寒期に対応するための防寒資機材の予算要求
- 自衛隊等関係機関との合同輸送訓練の実施を指示 等

(2) 救出救助・捜索活動

- 地元関係機関と連携した救助活動の実施に関する通達発出
- 部隊活動状況をPⅢ動態管理装置でリアルタイム把握
- 倒壊家屋等の捜索終了等とする基準を作成 等

(3) 捜査活動、交通対策・防犯対策等の各種活動

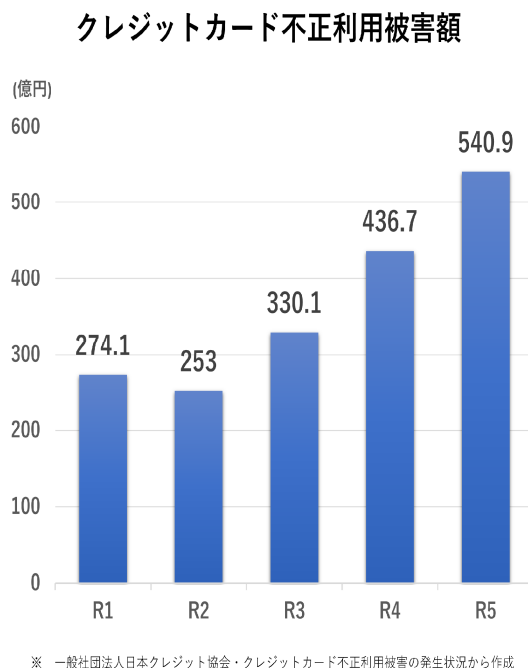
- 警察災害派遣隊に特別犯罪抑止部隊を新設
- 警察保有カメラを迅速に設置するための枠組みを整理
- 虚偽投稿を含む公開情報の捜査態勢を強化
- 災害便乗犯罪等に対する捜査体制の強化
- 交通情報収集必要箇所を選定し、情報収集手段を整理
- 災害発生時における広報要領を整理 等

(4) 警察活動の維持等

- ライフライン断絶の長期化に備えた資機材の予算要求
- 警察庁支援対策室の設置基準見直し
- 警察庁初動対応マニュアルの更新 等

1 取組の背景

- メールやショートメッセージ(SMS)を悪用したフィッシングによるクレジットカード番号の窃取や、インターネットショッピングサイトの脆弱性を突いたとみられるクレジットカード番号の漏えいを背景として、クレジットカードの不正利用被害額は約540億円と過去最悪の状況。
- 捜査等を通じて把握された悪用に係るクレジットカード番号は、これまで、各都道府県警察が個々のカード発行会社に対し、それぞれのカード発行会社が個別に指定する方法で提供し対策を依頼。煩雑かつ非効率で、迅速な利用停止等の措置に課題。



※ 一般社団法人日本クレジット協会・クレジットカード不正利用被害の発生状況から作成

2 取組の概要

- 「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月犯罪対策閣僚会議決定）において「より迅速・効果的なクレジットカードの不正利用対策を実施するため、捜査等により把握したクレジットカード番号等の情報を国際ブランドに提供し、国際ブランドから各カード発行会社等に情報が提供される枠組みを構築する」と記載。
- 同決定も踏まえ、国際ブランド各社（American Express、Diners Club、Discover、JCB、Mastercard、Visa）と協議した結果、各都道府県警察の捜査等を通じて把握した悪用に係るクレジットカード番号について警察庁で速やかに集約し、カード発行会社を含む決済システム全体を統括する国際ブランド各社に対し、それぞれ一括して提供する仕組みを構築。
- 国際ブランド各社から連絡を受けたカード発行会社においては、警察庁から提供されたクレジットカード番号の利用停止等の措置を講ずることにより被害防止を推進。